

「滋賀県困難な状況にある女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（案）」に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果

令和5年12月18日（月）から令和6年1月17日（水）までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱（平成12年滋賀県告示第236号）に基づき、「滋賀県困難な状況にある女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（案）」についての意見・情報の募集を行い、また、市町に意見照会を行った結果、7名（団体・市町含む）から合計26件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見・情報に対する滋賀県の考え方は次のとおりです。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2 提出された意見・情報の内訳

※（ ）内は内数

項 目	県民	団体等	市町
第1章 計画策定に関する基本的な考え方	1件		
第2章 困難な状況にある女性を取り巻く現状と課題	3件	2件	2件
第3章 基本理念と基本方針	2件		
第4章 具体的な取組	3件		
2. ②居場所づくり	(1)		
2. ⑦同伴児童等への支援	(1)		
数値目標一覧	(1)		
第5章 計画の推進にむけて	1件		
全般	12件		
計	22件	2件	2件

合計 26 件

3 提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
第1章 計画策定に関する基本的な考え方			
1	5	すまいる・あくしょんが <u>抽象的過ぎて意味が分かりません</u> 。	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正しました。</p> <p>【修正前】 「すまいる・あくしょん」(令和2年(2020年)10月策定)とは、コロナ禍の子どもの声から生まれた、子どもの笑顔を増やすために、子どもから大人まで誰もが取り組める行動や方法、条件などを示すものです。7つの指標が設けられており、それぞれの指標について、子どもが自分自身のために行動することと、子どもが必要としていることに対して、大人が行動することの2つの視点があります。本計画においては、以下の未来につながる7つの「あくしょん」の視点で推進します。</p> <p>【修正後】 「すまいる・あくしょん」とは、令和2年(2020年)に策定された本県の小・中学生、高校生、大学生等 31,320人の子どもたちの声をもとに作成した子どもの笑顔を増やすための滋賀発の新しい行動様式です。ウイズコロナ、ポストコロナを見据え、子どもが自分自身のために行動できることと、子どもが必要としていることに対して大人が行動することの2つの視点があります。 本計画では、以下の7つの「あくしょん」の視点で支援を行います。</p>
第2章 困難な状況にある女性を取り巻く現状と課題			
2	6	女性相談支援センターの相談状況をより正確に把握するため、当事者や市福祉事務所など関係機関など、 <u>相談経路を分析、掲載し、課題にも反映しては</u> どうでしょうか。	<p>ご意見を踏まえ、来所相談についてはP10に、「令和4年度来所相談における主な相談経路(滋賀県)」、電話相談についてはP11に、「令和4年度電話相談における主な相談経路(滋賀県)」を追加しました。</p> <p>また、課題の反映として、「P29:2. 課題」に以下のとおり民間団体等との連携について記述しています。</p> <p>○ 支援を必要としながらも相談に繋がりにくい支援対象者には、民間団体等の特色である柔軟性のある支援が期待されますが、公的機関において民間団体等</p>

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
			<p>の把握ができておらず、十分な連携ができていない現状があります。また、人材や運営資金の確保が困難な民間団体等や、民間団体等が少ない地域もあることから、さまざまな支援が求められます。</p>
3	8	<p><u>暴力被害が全体の 71.8%と多いですがどのような形で解決を図るのかもっと具体的にお示ください。</u></p>	<p>暴力被害への対応については、「P34: <関係機関との連携による広報・啓発>、P38: <性暴力被害者に対する相談環境の整備>、P41: <通報に対する適切な対応>、P43: ②相談支援体制の充実」等において具体的な取組を記載しているため、原案のとおりとします。</p>
4	14	<p>本計画における<u>外国人の定義</u>を教えてください。</p>	<p>外国人の定義について、日本国籍を有しない者としています。</p> <p>支援対象者について、国の基本方針では、「法が定義する状況に当てはまる女性であれば年齢、障害の有無、国籍等を問わず、」と、在留資格の有無で制限をかけていない記述となっており、本計画においても同様の定義としています。</p>
5	14	<p>しが外国人相談センターにおける相談件数が他の県内の相談件数に比べ突出して多いことがうかがえます。税金の意図としてまずは日本国籍を持った県民のための政策を行うべきなのに<u>外国人のための政策になっていませんか。</u>また、<u>外国人の内訳を各データに反映してほしいです。</u>女性と一括りにすれば見ただ目上相談件数が増えているように見せることができます。他の相談センターと<u>二重カウントになっていないでしょうか。</u></p>	<p>しが外国人相談センターにおける相談件数は男性からの相談も含んでいるほか、総合的な相談も含んでいます。</p> <p>困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(以下、「国の基本方針」という。)において、支援対象者の国籍は問わない旨が示されており、本計画においても国籍を問わず、県内の全ての支援対象者に対して必要な支援が行き届くよう努めてまいります。</p> <p>各データによっては外国人の内訳を集計していないものもあるため全ての内訳は反映しておりません。</p> <p>相談機関ごとに相談件数等を個別に集計しているため、二重カウントの有無については把握できません。</p>

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
6	14	<p>「しが外国人相談センター」での相談件数は、総合的な情報提供および相談であるため、女性相談支援センターでの相談件数と同列に並べても、<u>相関関係は薄いため、掲載する必要はないのではないか。</u></p>	<p>コロナ禍での相談件数の増加など外国人が困難な状況にあることを示すために記載しており、相関関係を示すために記載しているものではございません。しかしながら、「しが外国人相談センター」での主な相談内容が分かるよう以下のとおり修正しました。</p> <p>【修正前】 令和4年度(2022年度)の相談件数は 2,032 件と平成 30 年度(2018 年度)の約 2.6 倍の数値となっています。</p> <p>【修正後】 センターにおいては医療に関することや、雇用・労働に関することなど総合的な相談を受け付けています。 令和4年度(2022年度)の相談件数は 2,032 件とコロナ禍での医療相談の増加を受け平成 30 年度(2018 年度)の約 2.6 倍の数値となっています。</p>
7	29	<p>「本県においては外国人人口が多く、」を削除し、「本県の外国人人口は、36,158 人(2022 年 12 月末現在)と過去最高を更新し(増加傾向にあり)、」を挿入。</p> <p>理由:全国的に見て、外国人の7割は東京都、愛知県、大阪府、神奈川県などの都道府県に集中しており、滋賀県は外国人人口が 19 位であり特筆して人口が多いとは言えない。<u>増加している状況を述べる方が適当と思われます。</u></p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正しました。</p> <p>【修正前】 本県においては外国人人口が多く、</p> <p>【修正後】 本県の外国人人口は、36,158 人(2022 年 12 月末現在)と過去最高を更新し、</p>
8	30	<p>この書き方では、<u>売春によるリスクや背景が課題として伝わってこないのではないか。</u></p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正しました。</p> <p>【修正前】 近年、生活費や遊興費等を稼ぐため売春を行う若年層がいることについて、</p> <p>【修正後】 近年、ホストクラブの利用客が、高額な利用料金の売掛による借金を背負い、返済のために売春する等の事例が生じており、</p>

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
第3章 基本理念と基本方針			
9	31	国の基本方針で「 <u>自認女性</u> 」とされる方々について、本計画における支援対象であるか、ご教示下さい。	国の基本方針において、性自認が女性であるトランスジェンダーの方々の支援については「トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しつつ、関係機関等とも連携して、可能な支援を検討することが望ましい。」と記載されており、本計画においても女性および性自認の女性を含め対象としております。
10	31	いわゆる「性的マイノリティ」と呼称される方々のうち、「女性」「自認女性」のいずれでも無い方々について、本計画における支援対象であるか、ご教示下さい。また、これらの方が支援対象である場合は根拠法および同基本方針から外れた県独自の活動になりますので、改めて支援する理由など計画に記載されるべきです。	
第4章 具体的な取組			
11	36	「外部有識者」の選定基準、選定プロセスをご教示下さい。また、行政の連携先を決める、選定に強く影響する「外部有識者」には民間団体と直接間接の利害関係が無いことが望まれます。どう独立性を確認するか、ご教示下さい。	支援調整会議の構成員として、国の基本方針においては、さまざまな民間団体が望ましいとされていることから、幅広い者を構成員とする予定です。そのほか、外部有識者として、学識経験者や弁護士、臨床心理士等から選定する予定です。 選定にあたっては、設置要綱等を策定の上、外部有識者それぞれの特性や専門性を十分に考慮しつつ、公平かつ中立に行ってまいります。
12	46	学習支援等の子どもへの支援は、子ども個人の権利として、親の属性によらずなされるべきです。他の支援活動などで、 <u>例えば困難な男性が保護者であることも、孤児等の子どもにも、本支援と同等の支援がなされるのでしょうか？</u> ご教示下さい。	保護者の属性によらず、学習支援等の子どもへの支援は児童福祉法等に基づき同等の支援を行ってまいります。
13	50	実際に何人の自立に繋げるかなど、 <u>支援成果そのものについて目標を掲げられないでしょうか？</u> 支援において、計画や人員確保、研修といった支援体制の整備、支援を使いやすくするための周知は重要ですが、それらは支援の手段であってその達成のみが目的となることに違和感を覚えます。五年という相応の長さを持つ計画ですから、手段のみが整備されて肝心の支援そのものから目が逸れないよう、 <u>支援そのものを評価指標に入れてはいかがでしょうか？</u>	本計画の事業については、啓発や未然防止を含む包括的なものであり、事業成果を数値的に評価することは馴染まないため、原案のとおりとさせていただきます。 一方で、相談支援に対する満足度を把握するため、支援対象者に対し支援に関するアンケート調査等を行う予定です。
第5章 計画の推進にむけて			
14	51	支援活動が多岐に渡ることから、事業の評価は事業全体ではなく <u>個別の活動に対して行い、PDCAの精度を高めるべきと考えます。</u>	「P32:施策体系表」に基づき、PDCAサイクルを推進してまいります。

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
全般			
15	-	<u>人材育成・研修の充実にあたっては、その目的とするところを明確にし、評価指標を事前に設定することを盛り込むべき。</u>	ご意見を参考に今後の施策推進に努めてまいります。
16	-	<u>東京都で裁判中の団体のような不透明な財源管理がなきようお願いします。</u>	民間団体への補助金等の執行については、県財務規則や「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に基づき適正な執行を行うとともに、滋賀県情報公開条例等に基づき透明性の確保に努めます。
17	-	<u>民間団体と連携するにあたっては、公金を利用する事業であるから、民間団体における支出についても、透明性を維持することを基本計画として盛り込むべき。</u>	
18	-	<u>モデル事業(若年被害女性支援)で厚生労働省が昨年3月に出した民間団体の適格性に関する通知(子家発0324第1号)を遵守されることを望みます。</u>	
19	-	<u>例えば東京都での同法モデル事業(若年被害女性支援)では、住民監査請求が認容され、住民訴訟が起きるなど混乱が起き、第211国会参議院でも質疑が交わされています。このような混乱は支援対象者の為になりません。混乱が起きぬよう、情報公開をしっかりと行い、透明性の高い活動となることを望みます。</u>	
20	-	<u>現状が良く分かりました。厚くお礼申し上げます。深いお考えに打たれ、希望を述べたくまりました。女性相談員など公共機関や福祉の場で働く女性の報酬を男性と同等にし、派遣や非常勤など不安定な雇用形態を改善することで滋賀県へ移住する女性の増加が見込めます。新しい地域での暮らしを先住女性が手伝う共助の仕組みを作れば、今後懸念される高齢女性の貧困問題解決の一助となりましょう。1990年代から顕著なマーケティング手法を使うことで男女賃金格差の解消は可能と考えます。困難な状況にある女性へ思いを馳せ、理解し、力づけ、支援を続けて下さり、ありがとうございます。</u>	今後とも本計画に基づき、関係機関と連携し、困難な状況にある女性への支援に取り組んでまいります。
21	-	<u>多様な民間団体の中には、必ずしも支援対象者への支援として連携すべきでない、あるいは連携できるかどうか不明な団体があることも考えられ、県及び市町村は注意深く情報収集に努めることを望みます。</u>	本計画の推進にあたっては幅広く情報収集をしております。

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
22	-	国の基本方針有識者会議でも意見が出たように、情報収集先が偏ることで団体の適格性の判断に誤解が生じる可能性があることから、 <u>自治体には広く市民から情報を集めることを望みます。</u>	本計画の推進にあたっては幅広く情報収集をしております。
23	-	毎年度の事業成果の評価は市民に公開されるべきと考えます。事務事業評価などの <u>公開する計画があればご教示下さい。</u>	本計画の事業成果の評価については、滋賀県困難・DV問題対策会議の公開のもと、毎年点検や評価を行います。
24	-	本計画の支援が他の様々な取組と重なるように見えますが、官民間わず、事業内容が適正に按分されるかが不安です。本支援事業や <u>既にある他の支援事業群において、予算をつける際に事業間の按分が適正かをどのように管理されるか、ご教示下さい。</u>	「P3:2. 計画の位置づけ」にも記載があるとおり、各計画等に基づく事業についてはそれぞれの担当課において予算の執行を行うものであり、事業間での按分は想定しておりません。 各事業の実施にあたっては、県財務規則や「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に基づき適正な執行を行ってまいります。
25	-	同じく、本支援事業や <u>既にある他の支援事業群において、完了報告や清算などの事後に予算使途が事業間で適正に按分されていることをどのように確認されるか、ご教示下さい。</u>	
26	-	本支援事業や <u>既にある他の支援事業群において、完了報告や清算などの事後に事業成果が事業間で適正に按分されていることをどのように確認されるか、ご教示下さい。</u>	